

一般廃棄物収集運搬業許可証

2026年（令和 8年） 3月10日

住 所 横浜市戸塚区深谷町1881番地

氏 名 株式会社E C J
代表取締役 重成 敏夫

藤沢市長

鈴木 恒 夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	藤沢市許可第 1 号 50
許 可 の 年 月 日	2026年（令和 8年） 4月 1日
許可の有効年月日	2028年（令和10年） 3月31日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（ごみ）の収集運搬 積替・保管を除く
許 可 の 条 件	裏面許可条件のとおり

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、藤沢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（ただし、この場合にあっては処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

なお、上記の審査請求を行った場合には、処分の取消しを求める訴えは、その審査請求にかかる決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可条件

法第7条第11項に規定する生活環境の保全上必要な条件は、次の各号のとおりとする。

(実績報告書)

許可業者は、収集した廃棄物の種類ごとに、収集又は運搬年月日、収集区域又は受け入れ先、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量を記載した帳簿を基に、毎月の収集運搬の実績を一般廃棄物収集運搬事業実績報告書（第13号様式）により、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(減量・資源化)

ごみの減量と資源化を図るため分別収集を徹底しなければならない。

(処理手数料の期限内納付)

本市処理施設へ搬入するときは、条例第28条別表第1に定められた処理手数料を遅滞なく期限内に納入しなければならない。

(搬入要領説明会)

毎年度実施する搬入要領説明会に出席しなければならない。

(収集運搬)

本市域内における一般廃棄物の収集運搬に際しては、次の事項を遵守すること。

- ア 収集した一般廃棄物を公共の広場、公道上において分別及び積替えを行わないこと。
- イ 車両は、走行中に廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出しないように常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- ウ 作業にあたっては常に環境衛生の保持に努め、必要ある場合は、所要の対策を講じ、付近住民に不快感を与えないように留意すること。
- エ 車両の塗装色は藤沢市のごみ収集車両と類似するような色を使用しないこと。
- オ 無殻枠車のごみ飛散防止用シート類は十分に大きいものを使用し、ロープのほか所要の付属品（予備品を含む）を常備すること。

(搬入)

本市処理施設への搬入に際しては、次の事項を遵守すること。

- ア ごみ搬入要領に従うこと。
- イ 各施設の定期点検や故障、または搬入状況等によりごみ搬入先を指定する必要がある場合には、市長の指示に従うこと。
- ウ 収集した一般廃棄物の搬入にあたっては、市長の指示に従うこと。また、安全作業のため、ごみを搬入するときは安全帯を使用すること。
- エ 資源化を目的として、取扱い廃棄物の種類を限定して許可している場合は、各リサイクル施設に搬入すること。
- オ 各リサイクル施設が事故等の発生により搬入を停止した場合は、廃棄物が発生した区域で処理を行うこと。